別表六の二（二十）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額	1	(6の合計)　円	法人税の額から控除される特別控除額 ((1)と(3)のうち少ない金額)	4	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1)－(4)	5	
当期税額基準額 (2)×$\frac{90}{100}$	3				

調整前連結税額超過構成額の明細

措法第68条の15の７第１項各号の該当号等			当期税額控除可能額 6	調整前連結税額超過構成額 7
第１号又は第２号	当期分	①	別表六の二(三)「13」　円	円
第３号	当期分	②	別表六の二(三)「24」	
第４号	当期分	③	別表六の二(四)「19」	
第５号	前期繰越分計	④	別表六の二(二十)付表「1の③」	別表六の二(二十)付表「2の③」
	当期分	⑤	別表六の二(六)「25」	
第６号	前期繰越分計	⑥	別表六の二(二十)付表「1の⑥」	別表六の二(二十)付表「2の⑥」
	当期分	⑦	別表六の二(七)「35」	
		⑧	別表六の二(七)「39」	
第７号	前期繰越分計	⑨	別表六の二(二十)付表「1の⑪」	別表六の二(二十)付表「2の⑪」
	当期分	⑩	別表六の二(八)「26」	
第８号 (平成28年改正前の第８号)	前期繰越分計	⑪	別表六の二(二十)付表「1の⑭」	別表六の二(二十)付表「2の⑭」
	当期分	⑫	別表六の二(十)「26」	
第９号 (平成28年改正前の第９号)	前期繰越分計	⑬	別表六の二(二十)付表「1の⑰」	別表六の二(二十)付表「2の⑰」
	当期分	⑭	別表六の二(十一)「31」	
第10号	当期分	⑮	別表六の二(十二)「23」	
第11号	当期分	⑯	別表六の二(十三)「12」	
		⑰	別表六の二(十三)「20」	
		⑱	別表六の二(十三)「26」	
第11号の２	当期分	⑲	別表六の二(十四)「25」	
第12号	前期繰越分計	⑳	別表六の二(二十)付表「1の⑳」	別表六の二(二十)付表「2の⑳」
	当期分	㉑	別表六の二(十五)「25」	
第13号	当期分	㉒	別表六の二(十六)「20」	
第14号	当期分	㉓	別表六の二(十七)「20」	
第15号	前期繰越分計	㉔	別表六の二(二十)付表「1の㉕」	別表六の二(二十)付表「2の㉕」
震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項、第25条の２の２第２項若しくは第３項又は第25条の２の３第２項若しくは第３項	前期繰越分計	㉕	別表六の二(二十)付表「1の㉚」	別表六の二(二十)付表「2の㉚」
	当期分	㉖	別表六の二(十八)「31」	
震災特例法第25条の３第１項、第25条の３の２第１項又は第25条の３の３第１項	当期分	㉗	別表六の二(十九)「17」	
合計				(5)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二(二十一)を別表六の二(二十九)とし、同表の次に次の二表を加える。